

今号の主な内容	
3面	区立小・中学校の一斉学校公開と学校説明会
4・5面	特集「快適で健康的な住まい方」
8面	10月から子ども医療費助成がスタート
8面	はしかの予防接種を実施
8面	新宿区史「新宿 時物語」を発行



## 平成19年度から あなたの住民税が変わります

地方分権を推進する三位一体改革の一つとして、国(所得税)から地方(住民税)への税源移譲が実施されます。これに伴い、所得税と住民税の税率が変わりますが、両方の税額を合わせた負担は、税源移譲では基本的には変わりません。しかし、19年度から定率減税が廃止されるため、実際の税負担は増えることになります。今号では、主な変更点をお知らせします。

【問合せ】税務課課税第一係・第二係(本庁舎6階) ☎(5273)4107・4108へ。

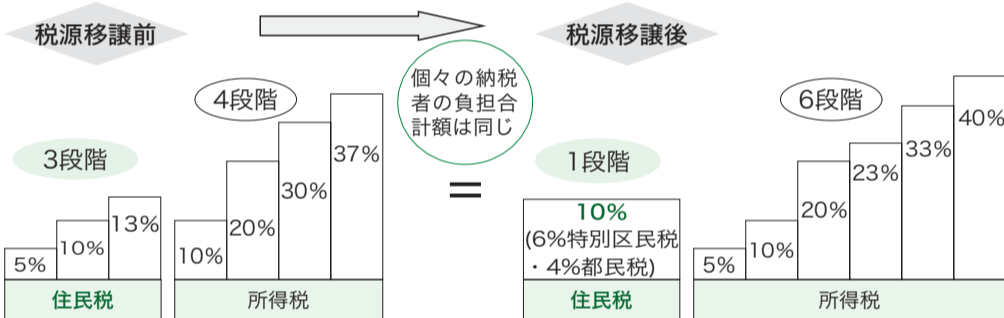


税源移譲

### ①住民税のどこが変わるのですか？

#### ■住民税所得割の税率が一律10%に統一されました

これまで住民税所得割の税率は5～13%の3段階でしたが、一律10%(特別区民税6%、都民税4%)に変わりました。また、所得税の税率は10%～37%の4段階から5%～40%の6段階となりました。



### ②いつから変わるのですか？

変更時期は、所得の種類により異なります(下表)。

所得の種類	所得税	住民税
給与所得	19年1月の源泉徴収分から	19年6月の特別徴収分から
事業所得	20年3月の確定申告(19年分所得)から ※予定納税は19年7月から	19年6月の普通徴収分から
年金所得	19年2月の源泉徴収分から	

◎年金受給者の方の所得税は、年6回(偶数月)の年金支給時の源泉徴収税額が減額されます。住民税は年4回の納付時(6月・8月・10月・翌年1月)に所得税が減った分が増額となります。具体的には、所得税は19年2月支給時の源泉徴収税額から減額されており、住民税は19年6月の納税通知書(普通徴収分)から増額となります。

### ③その他の主な変更点

- ▶所得税と住民税の人的控除額(扶養控除など)の差から生じる負担増を調整するため、住民税に「調整控除」が新設されました。
- ▶所得税の住宅ローン控除利用者のうち、税源移譲に伴う不利益が生じる場合について、翌年度の住民税から控除する措置が設けられました。

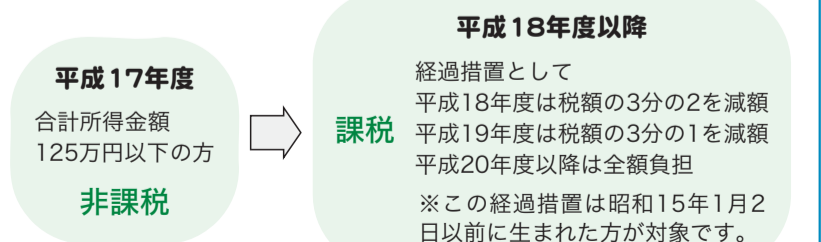
### 税源移譲以外の主な変更点

#### ①平成19年(度)分から「定率減税」が廃止されました

定率減税は、平成11年当時に、著しく停滞した経済状況の回復のための緊急避難措置として導入されましたが、最近の経済状況を踏まえ、平成18年(度)分からの縮減(2分の1)を経て、平成19年(度)分から廃止されます。

#### ②高齢者に対する非課税措置廃止に伴う減額措置が引き続き行われます

65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の方に適用されていた非課税措置は、平成18年度から廃止されました。ただし、急激な税負担を緩和するために経過措置がとられています(下図)。



#### ■個々の納税者の税負担額は変わりません

税源移譲は、19年分の所得税と19年度分の住民税から行われますが、所得税と住民税を合計した負担額は、基本的には変わりません。

※税源移譲以外の原因(所得の変動、定率減税廃止等)により実際の税額は増減します。

#### 【モデルケース】税源移譲による負担変動(年額)(★注)

※平成19年度住民税・平成19年分所得税から廃止される定率減税は計算に入れていません。

单身者の場合

給与収入	税源移譲前			→	税源移譲後			
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計	
300万円	124,000円	64,500円	188,500円		300万円	62,000円	126,500円	188,500円
500万円	258,000円	163,000円	421,000円		500万円	160,500円	260,500円	421,000円
700万円	474,000円	307,000円	781,000円		700万円	376,500円	404,500円	781,000円
1,000万円	966,000円	553,000円	1,519,000円		1,000万円	868,500円	650,500円	1,519,000円

夫婦と子ども2人の場合

給与収入	税源移譲前			→	税源移譲後			
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計	
300万円	0円	9,000円	9,000円		300万円	0円	9,000円	9,000円
500万円	119,000円	76,000円	195,000円		500万円	59,500円	135,500円	195,000円
700万円	263,000円	196,000円	459,000円		700万円	165,500円	293,500円	459,000円
1,000万円	688,000円	442,000円	1,130,000円		1,000万円	590,500円	539,500円	1,130,000円

(★注) ※モデルケースが夫婦と子ども2人の場合、夫婦のうち1人が働き配偶者と子ども2人を扶養し、子どものうち1人は特定扶養親族(16歳～22歳)に該当するとして計算しています。※各モデルケースは一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。また、各モデルケースの住民税は所得割のみの額で、このほかに均等割が課税されます。

#### ■ほとんどの方は所得税が減り住民税が増えます

8～9割の方は、税源移譲前は所得税額の方が多かったのが、税源移譲後は住民税額が多くなります。

※平成19年度分の特別区民税・都民税納税通知書(普通徴収分)は、6月8日(金)に発送する予定です。